

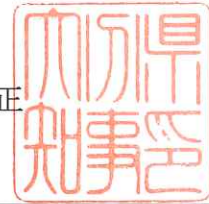
一般廃棄物処理施設設置許可証

平成 31 年 3 月 25 日

住所 大分県中津市大字福島字ヤサブロ 1617 番地の 1
氏名 有限会社恵上商店
代表取締役 恵上 貞之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定により設置許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

大分県知事職務代理者
大分県副知事 二 日 市 具 正



許可の年月日	平成 31 年 3 月 25 日	許可番号	指令循推第 2 号の 2
施設の種類及び 処理する一般 廃棄物の種類	施設の種類： ごみ処理施設(圧縮・梱包施設) 処理する一般廃棄物の種類： 紙くず、廃プラスチック類		
設置場所	大分県中津市大字福島字下夕田 1620 番 2		
処理能力	紙くずについて	136.56t/日(8 時間)	
	廃プラスチック類について	162.48t/日(8 時間)	
許可の条件	なし		
施行規則第 3 条 第 7 項による許可 証の提出の有無	なし		
留意事項	1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、県が行う検査を受検すること。		
変更等の状況			